

## インフルエンザ診断・再登園日証明書 (保育園・こども園・幼稚園用)

### ・保護者の方へ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行を出来るだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、インフルエンザについては、主治医による「インフルエンザ診断・再登園日証明書」の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、こどもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮下さい。

### ・医療機関の方へ

令和5年1月より、医療機関の負担軽減並びに保護者・子どもの利便性を考え、季節性インフルエンザに限り従来の「登園証明書」から「インフルエンザ診断・再登園日証明書」に変更になりました。

本証明書料につきましては、荒川区医師会との申し合わせにより無料となっております。

診察料は通常診療（保険診療）扱いです。

なお、荒川区医師会所属医療機関以外での医療機関の本証明書料につきましてはこの限りではありません。

保育園・こども園・幼稚園 \_\_\_\_\_ 組

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の者は、下記の通りインフルエンザに罹患しています。

・インフルエンザ抗原検査      あり（検査日：      /      ）      なし（臨床診断による）

年      月      日

医療機関

医師氏名

印

発症日・再登園可能日



|    | 発症日 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日付 | /   | / | / | / | / | / | / | / | / | / |

登園の目安は、① 発症日翌日から5日間経過していること

② 解熱日翌日から幼児（乳幼児）にあっては3日経過していること

の両方を満たす必要があります。

解熱日      年      月      日（保護者の方が記載して下さい。）

再登園日      年      月      日（保護者の方が記載して下さい。）